

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成27年12月8日 (火) 午後 1時30分 開会 午後 2時51分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	舘 大樹 土山由美子 川添 康大 田中志摩子 八島 満雄 萩原 鉄也 小山 博正
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	0人
8 事 務 局	参事(兼)次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情
結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【館大樹議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情」について採択すべきとの立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は看護師などの夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境の改善を求めるものであります。看護師などの勤務実態は日本では批准されていませんが、国際基準であるILO看護職員勧告で規制されている勤務と勤務の間に少なくとも連続12時間以上の休息期間を設けるということに反して12時間未満の短い勤務間隔が昨年よりもふえ、全病棟の69.2%において行われ、このため睡眠時間の確保もできない実態が明らかとなっています。

長時間夜勤については、心身に与える有害性が科学的にも明らかになっております。健康リスクとしては短期的には慢性疲労や感情障害、中期的には循環器疾患や糖尿病、長期的には発がん性が指摘され、安全性の点でも夜勤帯の作業は酒気帯び運転と同等以上のリスクがあると指摘されています。さらに、医療・介護の現場では勤務シフトの種類が十数種類にも及ぶ非常に不規則な勤務となっており、より負担が大きくなっています。しかし、医療・介護の職場では24時間365日命と健康を守るために夜勤・交代制勤務は避けられない職場でもあります。患者、利用者の安全を守るためにも看護要員の健康を守るためにも実効性のある規制が必要です。

日本医労連が2013年に行った看護職員へのアンケート調査でも、慢性疲労、やめたいと思うが7割以上という実態や、医療提携についても十分な看護ができないというのが5割以上、ミス、ニアミスの経験があるが8割を超えているなど、医療従事者の過酷な労働環境、人員不足による問題が明らかとなっています。また、勤務時間前後での時間外労働も常態化しており、これら勤務以外での研修や

勉強会など、夜勤明け、仕事終わり、休日に実施することも少なくありません。ここには医師、看護師、看護職員などを大幅増員することで解決できる部分が十分に含まれており、医療従事者の勤務環境の改善はひいては患者、利用者の安全・安心の医療・介護を実現するためにも大変重要であると考えます。

病床削減についても費用削減を目的とするのではなく、国民の健康と命を守るという視点から、地域医療に必要な病床機能の確保を行っていくことが必要と考えます。これらは一事業者、病院、施設の努力で改善できるものではなく、国として具体的な勤務環境の改善を図るために看護師などの増員計画や医療従事者の確保対策を行っていくことも必要と考えます。

以上の理由から本陳情に賛成といたします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、陳情第10号について、反対の立場から私の意見を述べさせていただきます。

看護師などの医療従事者の勤務環境の改善には、厚生労働省が平成22年11月に看護師等の「雇用の質」向上に関する省内プロジェクトチームを設置し、検討を行っております。そして、平成23年度において、1つ、労働時間等の改善、2つ、看護業務の効率化、3つ、多様な働き方が可能な環境の整備の3つの観点から医療機関と行政に対しての取り組みとして現場の実情に応じた労働時間等の設定改善策を検討し、推進するよう指針を出し、その中で医療機関には労働時間、休日数、年次有給休暇に関する事項や労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応すべく、こういった交代制の運用面の工夫、所定時間外労働の削減等の取り組みにより複数を主として月8回以内の夜勤体制を基本としつつ、十分な勤務間隔の確保を含め、より負担の少ない交代制に向けた取り組みを、また、行政には医療現場の労使の主体的な取り組みを推進する観点から、労働基準法例の遵守等に関する研修会の開催及び労働時間設定改善コンサルタントによる支援などを実施するよう明確化されております。また、看護師の増員策としては、看護師等学校養成所の運営費補助を行い、看護師等の養成を促進したり、再就業を支援するための研修を実施してまいりました。

それを踏まえて、平成24年には医師、看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るための勤務環境改善マネジメントシステムを創設しております。さらに、平成26年度の厚生労働省概算要求として各都道府県ごとに（仮称）医療勤務環境改善支援センターを設置する支援体制が構築されるなど、年々改善に向けての支援は強化されております。

こうした国の取り組みを注視していきたいと思っておりますので、本陳情には不採択とさせていただきます。

○委員【八島満雄議員】 陳情第10号に反対の意見を述べさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員についての国への意見書提出を求める陳情ではありますが、医療や福祉分野の改善は国の最重要課題であることは十分に承知しております。しかしながら、平成25年度あたりでも厚生労

働省では省庁を超えた政策連携により環境改選に向けた支援策の推進で具体策も関連する法律の整備もなされ始めております。

夜勤負担の軽減、労働時間や勤務体制、給与水準の改善、看護業務の改革、福利では厚生充実で院内保育体制の整備、雇用、管理体制の整備、看護師等の就業促進に関する事項などは特に医療の質の向上への多岐にわたる環境整備に向けた取り組みも進んできております。

医療や福祉は、国だけでなく市町村体制においても財政運営上最大の影響を持つ事業でもあります。長期的な展望に立った人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医療スタッフの確保など、人口動態把握や就労者の年齢構成やサービスの質の確保も同時に重要であります。

財政上の担保確保もさらに重要性が増してきておりますので、他産業においても福祉、就業、雇用体系でも同時に大幅確保、連携が必要になっております。改善すべきことはさらに多いことが推察されますので、もう少し国の動向を注視したいと思っておりますので、この陳情については時期尚早と考え、反対させていただきます。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

陳情にありますように、現在、看護師不足は悪化の一途をたどっており、看護師の求人数は常にふえ続けています。看護師が不足する最も大きい要因は、労働環境の悪化だと思います。労働環境が悪化することにより、転職や退職をする看護師がふえ、人手不足が顕著化し、さらに労働環境が悪化するという悪循環に陥っています。看護師は、ご存じのように激務の上、患者の命を預かる責任の重い仕事であるため肉体的にも精神的にも極度に疲労します。それにもかかわらず環境面が整っている病院が少ないため、多くの看護師が不満を持っていると聞きます。国も看護師不足による医療体制の崩壊を危惧していると思います。しかし、2006年の診療報酬改定に伴う看護師の配置基準見直しによってさらに看護師不足が加速しました。看護師不足に逆行するとも思われるこの制度ですが、医療には医師不足や診療報酬不足など、多くの問題が山積みしているため、問題を解決したら別の問題が出てくるとい状況になっています。さらに看護師不足の根本的な問題は、複雑な医療制度にあります。医療制度は戦後に基礎がつくられ、社会情勢に合わせて少しずつ継ぎ足しをして存続してきました。そのため、今では違法建築のような不安定な制度になっているという意見もあります。しかし、国民の生活に根づいている医療制度を抜本的に変えるのは難しく、その場しのぎの対策で延命を続けている状況であると感じます。治療方法の特殊化、高度化、治療費用の高額化、人口の高齢化により医療費が年々増加し、ご存じのように、国の財政を圧迫しています。入院医療費の抑制に向けた医療制度の改革の取り組みなどが必要であると思います。

自己負担を減らすこと、費用削減を目的とした病床削減は行わないこと、地域医療に必要な病床機能を確保することなど、望ましいことですが、財政の問題が必ずつきまといまいます。前述したように、看護師の離職率の高さは労働環境にあり、その改善が必要であることは同感です。最近では規模の大小にかかわらず多くの医療機関が24時間稼働の託児所の開設、寮の併設、復職支援セミナーの開催、実務経験を100%勘案した基本給など働きやすい環境づくりをアピールして人材の確保に力を入れています。

繰り返しになりますが、労働環境の根本的な改善、難しい課題ですが、医療制度の抜本的な改革などが必要で、医師、看護師を大幅に増員して単に労働時間を減らすだけで改善する問題ではないと思います。

以上の理由により本陳情は不採択にするべきと考えます。

○委員【小山博正議員】 「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

本陳情は、医師、看護師、介護士の増員と労働環境の改善並びに医療提供体制の改善を国に求める内容であり、その必要性は私も理解するところであります。しかし、厚生労働省においては人口の減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関における医療従事者の確保が困難な中、質の高い医療提供体制を構築するためには勤務環境の改善を通じて医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが必要であるという認識のもと、医療分野の雇用の質、向上の取り組みが現在進められている状況です。

また、平成26年10月には医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定が施行され、各医療機関が勤務環境改善に取り組む仕組みである勤務環境改善マネジメントシステムが導入されました。さらに都道府県ごとに勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための医療勤務環境改善支援センターを順次設置し、専門的、総合的な支援も行っており、状況は改善されつつあると思われるため、本陳情にある国への意見書の提出は必要ないと考えます。

こうした理由から、「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情」については不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情」について意見を申し述べます。

医療・介護の現場では、慢性的人手不足から過重労働の実態があり、その影響は患者に影響することから、早急に改善される必要があります。陳情趣旨に述べられているように、厚生労働省は国民の将来にわたって質の高い医療サービスを受けるために医療スタッフが健康で安心して働き続けられる環境整備のために2

011年6月に看護職、2013年2月に医療分野の「雇用の質」向上のための医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを進めてきました。しかし、2013年実施の日本医療労働組合連合会の看護職員の労働実態調査では、慢性疲労、やめたいと思うという回答が70%以上と高く、十分な看護ができない、ミス、ニアミスの経験があるという深刻な実態を示す回答です。これらの回答は、前回、2010年の調査から改善されていないことが明らかとなったと指摘しています。夜勤回数を国の基本方針である月8日以内とすることや、次の仕事までの休息時間を十分に確保すること、国際水準を超える長時間労働の改善、安全リスクや健康リスクに配慮した働き方などが求められます。慢性疲労を抱えたまま勤務継続が困難となり、年間12万5000人がやめていく看護職の実態は改善されなければなりません。対応の方向として、医療従事者の離職防止、定着対策やそのために医療機関の管理には勤務環境改善マネジメントシステムの取り組みや都道府県においてもきめ細やかな支援体制の構築が提言されました。

介護現場においても夜勤勤務の人員配置の低さが介護の質の低下へつながると指摘されています。高齢化が進み、ますます重要性が増しているにもかかわらず、看護や介護の現場の離職率の高さは深刻です。

看護は女性の比率が高く、女性のワーク・ライフ・バランスの視点からも、結婚や妊娠・出産、育児と仕事の両立を視野に入れた労働環境を整備すべきです。また、看護職の多様な労働形態を選択できるように調整し、一旦看護職から離れても復職しやすい条件を整えることが離職率の高さに歯どめをかける可能性があります。医師の過労は医療事故にも通じ、患者への影響は重大です。過重労働を改善して医療の質を確保することは当然のことと考えます。

医療・介護の従事者が働きやすさを実感し、職務を継続できるような結果となる改善を求め、賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第11号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を
求める陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第11号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第11号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、超高齢化を迎える中、地域医療・介護・福祉の充実のために欠かすことのできない介護従事者の人材確保、離職防止のために勤務環境や処遇改善を求めるものです。全労連のアンケート調査でも、全産業の賃金より約9万円も低い上に、人員が少なく、業務が過密である低賃金、過重労働の実態が依然として改善されていないことが明らかとなっています。

伊勢原市でも人員不足からショートステイなどのサービスを休止する事業者も出てきています。ことしの7月からは介護報酬の改定が行われ、介護職員の処遇改善加算が強化されたものの、加算の要件を満たす事業所は限られております。また同時に、特養ホームや小規模事業所などで基本報酬の引き下げが行われ、事業者の経営悪化による賃金引き下げや非正規職員への切りかえ実施などさらなる労働条件の悪化を進めかねない状況となっています。

介護報酬の引き下げについては、全国老人保健施設協会からもサービスの質の確保ばかりか、必要な介護従事者の確保や処遇改善も困難になるとの声も上がっています。また、介護従事者が働きがいがあると仕事を選びながらも、3年未満で7割以上が離職せざるを得なくなっている一方で、家族などを介護するために若年層も含め年間10万人が仕事をやめている実態があります。これは社会にとっても大きな損失であり、国がしっかりと支える方向に介護制度を切りかえるべきであるとも考えます。介護従事者の勤務環境や処遇改善については事業者任せ、保険料、利用者負担に転嫁するのではなく、国の責任で抜本的な改善を図ることが必要であり、喫緊の課題であると考えます。

以上の理由から本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 「陳情第11号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」に対し意見を述べさせていただきます。

日本の高齢者介護は1963年に老人福祉法が制定されて以降、70年代の老人医療費の無料化、80年代の老人保健法の制定、90年代の福祉8法の改正、ゴールドプランの制定など、人口の急速な高齢化が進む中でその時代の要請に応えながら発展してきました。そして、2000年4月からの介護保険制度により

保健、医療、福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方は大きく変わりました。

我が国の平均寿命は世界でも最高水準となり、高齢期は誰もが迎える時代となりました。高齢者となってからの人生も長く、長い高齢期をどのように過ごすかは個人や社会にとって極めて重要な課題となっています。

陳情趣旨にもあるように、介護の現場では医療の現場と同じで慢性的な人手不足です。さらに介護は体を使う過酷な仕事なので、腰痛等で欠員が出ることも頻繁にあり、欠員を埋めるために他の職員が無理をして体調を崩すという悪循環になりがちです。少し前の報道にありましたが、疲れやストレスがたまり、虐待につながってしまう場合もあると思います。

以前、口腔ケアの指導のために訪問したある施設で、食事のときに入所者を並べて大きなスプーンで次々と口へ運んでいる光景を見ました。人手不足のためなのでしょう。早く仕事を済ませたい介護職員の思いとゆっくりと味わって食べたいという入所者の思いは相反するものなのかと感じました。

これからの高齢社会は、高齢者が尊厳を持って暮らすことを確保することが重要であると思います。日本の高齢化は人類史上例のない未踏の領域であり、その対応は社会全体で取り組むべきことです。高齢者自身の取り組みである自助、人々の支え合いである共助、地方自治体の取り組みなどの公助を適切に組み合わせ、活力のある高齢社会を築いていく必要があります。

介護職員の現状は非正規職員に大きく依存し、訪問介護員に至っては高齢者が3割を占めている。離職率も高く、平均賃金の水準は低い。イメージはよくない。改善すべき点は多々あると思います。また、介護保険は高齢者が介護を必要とすることになっても自分の持てる力を活用して自立して生活することを支援する自立支援をめざすものですが、その根底にあるのは尊厳の保持であると思います。

昨日の神奈川新聞の1面の記事ですが、神奈川新聞、神奈川大学、横浜市が行った共同世論調査で充実させてほしい市の施策はとの問いに、在宅医療、介護サービスの充実や地域社会とのつながりを取り持つ支援などが挙げられました。介護体制のさらなる充実や地域のつながりが求められています。

以上の理由により本陳情は採択するべきであると考えます。

○委員【小山博正議員】 それでは、陳情第11号、介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情について意見を述べさせていただきます。

厚生労働省は、我が国が超高齢化社会を迎えるに当たり、2025年には37.7万人の介護従事者が不足すると、陳情にあるように推定しています。しかし、厳しい労働や低い賃金水準などの理由により介護従事者の離職率は依然高い状況にあるため、介護従事者の育成や労働環境、賃金の改善による離職率の引き下げや人材確保は喫緊の課題であると考えられます。国においては介護従事者確保などのために介護報酬の改定による介護職員処遇改善加算の拡充が実施されると同時に、介護福祉機器の導入や介護ロボット開発の支援を図るなど、多様な人材の参入促進、資質の向上、環境の改善に取り組んでいるようですが、介護従事者の

労働環境が大きく改善されるにはいまだ至っておりません。

こうした理由から、陳情第11号、介護従事者の処遇改善のために国に意見書提出を求める陳情については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第11号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」につきまして、介護職員の需要については人口動態の変化で年々増加を見せるということについてはおわかりだと思いますが、平成22年度には介護職員の実数は133万人強となっており、しかし、その実態は正規職員が80万人、非正規が53万人、特に訪問介護の多くは非正規の方が多い環境にあると言われ、また、その離職率は他の産業と比べて、入職率から比較しますと介護職員は7.2%ぐらい多く離職し、まして訪問介護においては8.3%にも上るとあります。

介護職員は勤務年数も賃金も他の産業を下回り、求人倍率も常に2倍から3倍の間にあると言われ、職員確保に低迷している現実が見えます。勤務改善と雇用の改善はもちろんのこと、介護の質・維持・向上と職員の定常的な人員の確保は介護サービス産業にとりましても当然のシステムであると思います。ぜひとも介護人材の確保はもちろんのこと、若い世代の介護職業への新たな意識改善のためにも容易なる資格取得の拡大への道や処遇の改善は必然と思われるます。

平成26年に国会で介護・障害福祉従事者処遇改善法も成立したことから、改善の道が早く介護職員社会に届くよう願って、本陳情に賛成の意見とします。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第11号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

今後、高齢化社会が進展する中で、介護に従事される方々の負担が大きくなることは理解しているところです。本年4月の診療報酬改定では、病床機能再編と在宅医療を充実する方向となり、今後はさらに介護ニーズが増大、質の高い介護サービスの確保が必要となることが予想されます。しかし、本年4月より現場で働く介護職員の方の介護職員処遇改善加算が拡充され、必要な要件を満たせば加算できることになりました。今後も6月に成立した地域医療・介護総合確保推進法に伴う医療法の改定により10月から各病院が地域包括ケアシステムの中で担う医療機能の具体的な方向性を決定し、行政や在宅医療、介護事業者、地域住民に示さなくてはならないとしています。今後、医療機能は高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに分けられ、各病院の報告をもとに各都道府県は来年以降に地域医療構想を策定するとし、それらの報告内容の公表については現在検討中とはしておりますが、平均在院日数や疾患別患者数、退院患者の状態像、救急車の受け入れ体制など、介護事業者にも有益な情報提供をするなど、地域医療構想が地域でバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための目標となり、18年度からの第7期医療計画に盛り込まれることになっております。

地域医療・介護総合確保推進法では、消費税増税分を財源として、医療・介護

サービスの提供体制改革のための新たな基金を創設し、これを地域医療構想実現に向けた医療機関の施設設備の整備や医療・介護従事者の確保・養成に充てるとしております。

こうして国として医療・介護従事者の処遇改善に取り組んでいるところで、今後も国の動向を注視していきたいと思っております。よって、本陳情は不採択とさせていただきます。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第11号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」について意見を述べます。

厚生労働省の平成27年第4回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の資料によりますと、介護職員の就業形態は非正規職員の割合が特に施設職員より訪問介護職員で非常に高い状況です。また、介護福祉士の登録者数のうち従事者数は6割にとどまり、介護職員の平均賃金、勤続年数ともに産業計と比較すると低い傾向にあります。離職率は高く、仕事として夜勤などがあり、きつい、給与が低い、将来に不安があるなど、マイナスのイメージがあり、人材の参入の阻害要因との指摘があります。

介護従事者の確保対策を支援するため、産業促進、資質の向上、労働環境、処遇の改善に資する事業を支援するとしてこれまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実、拡充するため公費90億円の投入を決定しており、平成25年度執行、33億円の約3倍です。平成27年度介護報酬改定率は2.27%で、月額報酬で2万7000円相当の加算が受け取れる可能性があります。しかし、産業計との比較では約9万円の差があり、解決策となるかは疑問です。介護を担う介護職員の必要性は今後ますます高くなる見通しで、現場職員の不足は、高齢化社会にとっては大変深刻な状況です。しかも、安心・安全な介護を確保するためには絶えず質の向上を確保する必要があり、研究、研修が重要です。人材の確保のため、また、介護の質の向上を図るため、国費の投入は当然のことと考えます。

採択に賛成いたします。

○委員長【舘大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【舘大樹議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第12号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出
を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【萩原鉄也議員】 「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

陳情表にあるように、神奈川県私立高等学校の学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高い状況で、高等学校に限らず私立学校への生徒1人当たりの経常費補助は全国最下位水準の助成額です。また、子どもたちに安全な学校生活を保障する校舎の耐震などを行う施設助成制度がありません。さらに、生活保護世帯でも年間26万円の自己負担が残ります。

経済協力開発機構の調査から、日本は家庭が自分で教育費を負担する割合が非常に高いという結果が出ています。家庭の事情が子どもたちに大きく影響し、学校生活にまで響き、家庭の経済力による教育格差も生じています。文部科学省が委託調査した全国学力調査の結果分析から、年収の多い家庭の子ほど成績がよい傾向にあることが確認されました。親の収入により子どもの学力に差が出るという、あってはならない現実も存在します。

近年、大阪や京都では低所得世帯の保護者負担が大きく軽減され、東京や埼玉では学費補助の対象が施設整備費にまで拡大されました。資料の神奈川県一言はがき集に目を通して見ると、生活が苦しく、学費のためにアルバイトなどで学業に専念できない様子、教育費が家計を圧迫している切実な状況がうかがえます。高学費と低助成金が原因で私立高校を選択できず、神奈川県公立中学校卒業生の全日制高校進学率は90%付近で、全国最下位水準です。全ての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると思います。

よって、本陳情は採択するべきと考えます。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」につきまして、意見を述べます。

中学校は、生徒の数、学校数ともに日本全体を見ても大半の数を占めております。国では私学の振興は国民全体の学校教育の発展を図る上では重要であると法令に基づき助成を行っていることは承知しております。しかしながら、時代の進展とともに、IT教育導入や教育手段や方法の改善が図られ、私学の経営は国、県の助成以上の負担を保護者に求めている事実があります。国、県が求めている私立学校自身の規制はありますが、私学の高校や中学、小学校の授業料の負担は重く保護者にかかっていると言えます。

昭和45年ごろに私立学校振興助成法が創設されて、昭和50年には私立学校振興助成法も成立して、私学の人件費を含む研究費にかかわる私学経営経常費に対する補助が開始されていることはありますが、その後の経済状況の変化で私学での保護者の平均学費は、入学金を除いて68万円まで膨れ上がっていると言われます。年収250万円未満の家庭への補助はあっても、年間で自己負担は26万円にも上るといえることです。これは日常の変化をもしも入れたら負担額は就学を困難にさせるこの制度の限界でもあります。

神奈川県では他県と比べて低い助成額と言われますが、私学での就学上の経済的負担の軽減のためにも保護者負担となっている県での私学経常費の助成は最も効率的な重要な施策にする必要があります。

よって、この陳情のことにつきましては、制度の改善を願って賛成意見といたします。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、賛成の立場から私の意見を述べさせていただきます。

教育基本法第6条の定めにおいて、法律に定める学校は、公の性質を持つとされており、国や地方公共団体のほか、法律に定める法人のみがこれを設置できるとされていることから、国立学校、公立学校のほか、学校法人の認可を得た私立学校も公教育を行う学校であることは言うまでもありません。

陳情者の言うとおりに、現在、高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っております。しかし、私学へ通う生徒の学費や学校の運営費、そして施設設備費等の多くは保護者の負担となっております。ヨーロッパでは多くの国で教育の自由や学校選択権を公教育として保障するため、私学も主として公費を使って運営するのが当たり前となっております。日本では私学の高校生1人当たりに使われる公費は公立の約4割と非常に低い水準であり、学費の保護者負担が大変に大きなものとなっております。特に神奈川県の私学の生徒1人当たりの経常費補助は、幼稚園、小中高全てが国基準以下であり、全国最下位水準の助成額で、反対に学費は全国的に高い水準となっております。

また、低所得世帯ほど私立高校に入学する割合が高くなっており、高学費が原因で私立高校を断念せざるを得ないことから、中学校卒業生の全日制高校進学率が全国最下位水準が続いているという現状をかんがみると、神奈川県の私学助成の抜本的な改善が急務であると考えます。

よって、「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に賛成といたします。

○委員【小山博正議員】 それでは、「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

本陳情にあるように、神奈川県による生徒1人当たりの私立学校への経費補助

は国の基準以下となる全国でも最低水準の助成額となっているため、県に平成28年度予算において私学助成の拡充を求める意見書を提出してほしいという趣旨の陳情であります。

近隣の自治体と比較してみると、東京都や埼玉県においては私学助成を拡充していますが、神奈川県においては、先ほど申し上げましたように、私学助成は全国でも最低レベルとなっているため、神奈川県の私立高校の学費の平均は関東では最も高く、全国でも極めて高い水準となっています。それゆえ、経済的な理由で子どもたちの学ぶ権利が奪われないよう、最低でも国基準を満たす県の私学助成の拡充が必要であると考えられます。

こうした理由から、「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【川添康大議員】 「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、また、教育の機会均等を保障するものとしても私学助成の拡充を求めるものです。陳情の趣旨でも、神奈川県は生徒1人当たりの経常費補助が国基準に届いておらず、全ての校種で全国最下位水準の助成額であること、また、学費も関東で最も高く、全国的に比べても極めて高い学費となっています。近年経済格差が広がり、貧困化が深刻な状況となっておりますが、生活保護世帯でも年間26万円もの自己負担が必要であり、支援金や補助金があっても生徒や保護者にとっては重い負担となっています。また、生活の苦しい世帯や低所得者世帯から私立高校へ行く割合も高い状況となっており、私学助成の改善により私学経営の安定化、そして、保護者への負担を減らし、ひいては全ての子どもたちの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を実現するためにも私学助成の一層の充実を図るよう、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第12号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べます。

神奈川県におきましても私立学校の役割は公立学校と同様に公教育の場としてのその重要性は教育基本法第66条に定められています。しかし、公立高校と私立高校へ進学した場合には、生徒、保護者の教育負担に大きな格差があり、拡大傾向にある低所得者世帯では教育費負担は大きな課題です。高等学校等就学支援金や神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金による助成を受けることができますが、その額は県内私立高等学校の平均授業料相当額であり、授業料以外の負担金、年間約26万円は生活保護世帯でも負担しなければなりません。

大阪府や京都府の助成制度や本年度から学費の無償化を実現した埼玉県と比較すると、神奈川県の私立高等学校に係る学費負担補助制度は格段の差であり、子

どもたちの将来を左右する深刻な状況をもたらすと言えます。また、私立高等学校の高額な学費負担の背景には、神奈川県私立学校の生徒1人当たりの経常経費補助が国基準以下であることや、小中学校、幼稚園を含め、全国最下位基準であることが、神奈川県私立高等学校の入学金を除く平均学費が約68万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費に反映されています。

さらに神奈川県公立中学校卒業生の全日制高校進学率が全国最下位水準という状況が続いており、私立高等学校への補助制度の抜本的改善は子どもたちの学ぶ権利を保障する上で急務であると結論づけています。

子どもたちの教育環境においては経済的な理由による格差は直ちに解消されるべきです。教育水準の保障を支援することは子どもたちの将来に展望をもたらす、貧困の連鎖の歯どめとなることであり、社会的な影響を及ぼすことでもあります。

以上の陳情趣旨に賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【館大樹議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第13号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【小山博正議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

本陳情は私学助成の拡充により、公立高校と私立高校の学費の格差改善を求める意見書を国に提出してほしいという趣旨の陳情であります。平成22年に民主党政権により公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が成立し、公立高校の授業料の無償化と私立高校などの生徒への高等学校等就学支援金が支給される制度が実施されました。さらに、平成26年には高校生等奨学給付金も実施され、公立高校と私立高校の学費の格差はある程度改善されたものの、公立高校と私立高校の学費の差は依然大きいことに加え、小児医療費の助成などと同様に、助成の自治体間格差が生じています。

経済協力開発機構（OECD）が発表した加盟国の国内総生産、いわゆるGDPのうち教育機関に占める割合などの調査結果を見ると、我が国が教育にかける公的支出の割合は3.5%であり、比較可能な調査対象国32カ国の中で5年連続の最下位となっています。我が国の教育にかける公的支出の割合の低さは2014年にも指摘されていた課題の1つであり、OECDからは高等教育機関の授業料が高いにもかかわらず奨学金を受けている学生が少なく、学生支援制度が比較的発達していないことが指摘されています。

公的な経済支援を充実させ、高等教育を受ける人をふやすことは、現在、我が国で問題になっている貧困率の引き下げをはじめ社会への利益還元という観点からも非常に重要であると考えられます。

こうした理由から「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

教育基本法第8条には、教育の機会均等を図るため、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならないと定められています。近年ますます国際化、高度情報化する社会の中で、多様化する国民のニーズに応じた特色ある個性豊かな活動を展開し、各校創立者の教育への理念と教育方針があることから、生徒一人一人に合

った教育、その特性を伸ばす教育として私学進学を選択される生徒も多いと思います。しかし、私立高校の学費は高等学校等就学支援金分を差し引いても全国平均で年額初年度納付金59万円、入学金を除いても43万円と高額な負担となります。そして、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が生じ、学費の自治体間格差もあります。この格差をなくするためには国の高等学校等就学支援金制度の拡充が重要であることは言うまでもありません。学校の選択を保護者の経済的な理由から断念させてしまうことがないよう、未来を担う子どもたちのために教育予算の増額、私学に通う生徒、保護者の学費負担を軽くし、私学教育本来のよさを一層発揮させる教育条件の維持向上を図るために私学助成のさらなる拡充をすべきと考えます。

よって、「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に賛成といたします。

○委員【萩原鉄也議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育費負担に大きな格差があり、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいという課題があります。2010年、全ての意思のある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくり、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る目的で就学支援金制度が導入されました。さらに、2014年、その就学支援金制度に所得制限が設けられたことにより、浮いた税金をベースに生活保護世帯や住民税非課税世帯の高校生に対して少額ながら返済不要の給付金を支給し、低所得世帯の学費を支援する奨学給付金制度がスタートしました。高校の支援の仕組みが就学支援金制度と奨学給付金制度で整理され、公私間格差は一定程度是正されました。しかし、私立学校の授業料は依然として生徒、保護者に高額な負担となっています。また、幼児教育、大学教育においてはほとんどを私学教育が担っています。さらに実施しているのはあくまでも都道府県で、国の基準どおりでない場合もあり、自治体間格差が生じています。

オックスフォード大学の社会学、荻谷教授は、日本の高等教育は急速な拡大を遂げ、量的に見れば、たくさんの機会を多くの若者たちに提供することができた。しかし、その拡大が私立大学の拡張を通じて達成されたために、家計の所得水準によって進学機会は経済的な制約を受け続けた。授業料が上昇を続けたこと、政府の奨学金制度、政策が不十分であったことで、経済的な制約を取り除くことに失敗したのである。その結果、量的な拡大にもかかわらず、経済的に豊かな家庭に生まれたか否かで高等教育を受ける機会の差が残り続けたとレポートしています。

私立高校に通う生徒については、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充するなど、家庭の経済状況にかかわらず、希望に合った進路選択ができるようにする必要があります。また、高校に限らず、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒、そして保護者の負担を軽くして私学教育のよさを一

層発揮させるように、そして、教育条件の維持向上を図ることは重要であると思います。

よって、本陳情は採択するべきであると考えます。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」につきまして、意見を述べます。

教育条件の整備は、高校、中学校、小学校に終わらず、子どもの人間形成上必要な環境及び施設等についても重要な要素であり、ここでは私学への助成拡大とありますが、2014年までに収入に応じた就学支援加算支給額及び奨学金給付金により公私間格差の学費の是正はありましたが、それを差し引いても保護者の学費負担は重く、しかも自治体間の格差にもなっていることは地域の声にもあります。ぜひに保護者の努力では賄えない、私学に通わざるを得ない生徒も多くいます。

大きく国の助成を願うものとして、賛成の意見といたします。

○委員【川添康大議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先日、経済協力開発機構の調査で、国内総生産に対し、国や地方自治体による教育機関への公的支出の占める割合が比較可能な32カ国中、最下位ということが明らかとなりました。教育への公的支出が少ないことによって日本は世界でも異常な高学費や劣悪な教育研究条件を生んでいます。経済開発協力機構が11月24日に公表した調査結果によると、日本は2012年の小学校から大学までの教育機関への公的支出がGDP比で3.5%にとどまり、OECD加盟国平均の4.7%よりも1.2ポイントも少なくなっております。公的支出が少ないため、大学など高等教育の私費負担はOECD平均の2倍以上に上っております。そういった日本の状況の中において、特に私学の教育条件などの整備の多くは保護者の学費負担に任されています。また、学費補助制度についても自治体間格差が広がり、居住する場所によって大きな差が出ることは、教育の機会均等、また子どもの学ぶ権利を保障する観点からも問題があると考えます。

今後、国の教育水準向上や何よりも子どもたちの学ぶ権利、教育の機会均等を実現するためにも、国が私学助成の一層の充実を図ることは当然の方向性であると考え、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第12号と同様に、私学助成のあり方に問題提起している陳情であると理解いたします。

私学は公教育の場としての役割を果たしているにもかかわらず、生徒、保護者の学費負担の格差があり、教育条件等の整備負担が促されているため、高負担となっています。これは貧困世帯が増加している現在の社会状況においては子どもたちへの教育を保障する上で重要な問題となっています。私立高校の学費補助制

度には自治体間格差があり、低い水準にある自治体の子どもたちは学ぶ権利が損なわれていると言えます。それは国の責任において解消されるべきです。しかし、日本の教育予算は、OECD諸国の比較においても平均以下であり、連続して最下位という状況です。現在、日本社会の少子高齢化や人口減少、貧困の格差が拡大して、将来の日本社会に影響をもたらすなどの懸念があります。

未来を担う子どもたちへの教育への公的支出は、まさに将来への投資であり、国際間の比較においても国の責任が問われることではないでしょうか。陳情に賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【館大樹議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書
提出に関する陳情

結 果 採 択

○委員長【館大樹議員】 次に「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」について、賛成の立場から私の意見を述べさせていただきます。

陳情者の趣旨にもあるとおり、現在、青少年を取り巻く環境が社会的にめまぐるしく変化し、特にスマートフォンやインターネット等の普及により簡単に青少年が有害情報に触れることができたり、書き込み等によって他人を中傷するなどのいじめなど、社会的な価値観の多様化による負の側面が顕在化しております。その辺りに家庭、学校、地域の対応が追いついておらず、幼児虐待、児童虐待、学校内外におけるいじめや暴力の低年齢化、また、青少年が犯罪の被害者となる事件や自殺など大きな問題が山積しております。こうした問題は大人社会のひずみと言っても過言ではなく、健全な教育を行う場としての家庭が崩壊している現状から、子どもを守り、健全に育成していくためには、国、地域社会、家庭、学校の責務を明確化し、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備が必要と思います。そして、日本の未来を担う青少年を全ての大人が責任を持って育成するという基本理念に据えた青少年健全育成基本法の制定が急務だと思います。

以上の理由から、「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」に賛成といたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」につきまして、意見を述べさせていただきます。

青少年を取り巻く環境の悪化は日ごとに拡大しているようであります。インターネット、ライン等の進展で今までにない特殊ないじめや仲間外れ、中傷誹謗などで青少年の心の育みにおいては、正常に働かない社会環境でもあります。また、育てにくい社会環境とも言えます。次世代を担う青少年を健全に育成していくことは大人社会に向けられた大きな課題でもあります。今まで都道府県での青少年健全育成条例で進めていた青少年への育成環境は、この社会ではある限界にきていると思います。子どもたちは核家族、地域社会とは希薄な狭い社会の中で独自に学んだ方法で有害環境の持つ要因を容易に吸収し、それぞれの道で過ちを犯しております。大人社会がつくった有害環境には大人社会が責任を持って除去すべきと考えます。

憲法に保障された信教の自由や報道の自由等、十分に検討を加え、青少年の規範意識の徹底、ITへのリテラシーの向上、地域、家庭の教育力向上をもたらす新たな青少年健全育成基本法の制定に賛成の意見を述べさせていただきました。

以上です。

○委員【小山博正議員】 「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」について、意見を述べさせていただきます。

スマートホンなどのICT機器の普及やインターネット環境の拡充などにより、近年の情報化社会の進展は著しいものがあります。しかしながら、我が国においては、その急速な情報化社会の進展による弊害も顕著となっています。青少年を取り巻く環境も同様であり、いじめや犯罪に青少年が巻き込まれる事件が多発しているのと同時に、こうした事件は複雑化、かつ広域化しているのが実情です。国において平成21年に子ども・若者育成支援推進法が、また、神奈川県においては平成23年に神奈川県青少年保護育成条例が制定されていますが、青少年をこうした社会的環境から守るには決して十分であるとは言えないため、本陳情にあるように、一貫性がある包括的、かつ体系的な法整備が必要だと考えられます。

こうした理由から、「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」については採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」について意見を述べさせていただきます。

昨今のICTの進展による情報化は、子どもたちの視野や見識を広め、新しい知識、文化的価値の創造に役立つ利点があります。一方で、思わぬ被害や人間関係などの負の影響を及ぼすことが懸念されます。陳情者からの補足資料では、本屋やレンタルショップで、暴力、過激な性描写、犯罪を扱う漫画やビデオが置かれていることやインターネットで有害な環境に簡単にアクセスできることが問題視されています。現在の社会状況から、これらを完全に押さえ込むことはとても困難です。しかし、ある程度の規制が必要で、情報、あるいは情報機器を適切に使いこなす能力を身につけることが必要となっています。個人的な意見ですが、一昔前に比べて、外で遊ぶ子どもが少なくなり、家の中でコンピューターやスマホでゲームなどをしている子どもが多くなったと感じます。現実社会とゲームの区別がつかない。例えば、殴り合いのけんかの経験もなく、加減がわからないので、事が起きると大ごとになってしまうのが現実ではないでしょうか。経済的格差、子どもの貧困問題もクローズアップされています。生活に追われる家庭では、健全な青少年は健全な家庭、地域から育成されるという原点に立ち返ることは難しいと思います。家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、困難を有する人々に対する支援はもちろんのこと、社会全体で子どもを見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことは言うまでもありません。

日弁連の子供の成長支援に関する調査では、子どもの犯罪や問題行動は成長の過程で子どもの人格が十分に尊重されてこなかったことに原因がある場合が多く、

重大事件を起こした子どもほど幼少時から深刻な虐待を受けるなど、心に深い傷を負っているという傾向があらわれている。このような子どもは強いストレスを抱え、自己評価が低く、自暴自棄的感情を抱いており、他者を思いやる気持ちが育まれていないことが多い。子どもの問題行動に対する教育的規制を否定はしないが、今、子どもの成長支援のために大人に求められていることは、刑罰による威嚇や義務の強調ではなく、悩みやストレスを抱えた子どもの苦しみを早期に正面から受けとめ、一人一人の子どもの尊厳を確保し、その力を引き出すことであると報告されています。

子どもたちは日本の、そして、世界の未来を担う大切な存在です。陳情にあるように、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、国、地方公共団体、事業者、保護者の責務を明らかにした家庭、地域が連携して青少年を健全に育成する地域社会づくりのよりどころとなる青少年健全育成法の制定が必要と考えます。

よって、本陳情は採択するべきであると考えます。

○委員【川添康大議員】 「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」について、不採択にすべきとの立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情にあります青少年を取り巻く環境については、そのめまぐるしい変化、特にインターネット等の普及による情報化の進展や社会的な価値観の多様化による負の側面が顕在化しています。また、これまではほとんどの都道府県で青少年健全育成条例が整備され、市町村においても地域に合った条例などを都道府県の条例とリンクして設置するなど、青少年の健全育成に必要な社会環境づくりを進めている状況です。

本陳情に示されている青少年健全育成基本法については、2004年に国会で審議未了のまま廃案となった法案です。この中で問題となっていることとしては、同時に出された青少年を取り巻く有害社会環境の適正化のための事業者等による自主規制に関する法律案についてです。ここについては第1条から第8条にある青少年を取り巻く有害社会環境について、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護することは国、地方公共団体、保護者、国民の責務であると定めております。しかし、この文章中にある青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるという表現の定義があいまいであり、いかようにも解釈ができてしまう危険性をはらんでいるとの声が上がっていました。また、第9条には、この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならないと定められているものの、あくまでもこれは努力義務であり、実効性のないものでありました。

こういったことから、2003年にはマスコミ倫理懇談会から、自由な表現、取材、報道活動を制約するおそれがあるとの認識が示されました。また、日本民間放送連盟からは、マスメディアの表現の自由を損ね、国民の文化的な価値観にまで国家が介入する内容だと批判が相次いでいます。さらに、アニメ、漫画、ゲ

ームだけでなく、ドラマ、音楽、ネットの情報なども青少年に有害だという理由で規制対象になるおそれもあります。

こうしたことから、この青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情は、本議会として採択することは適当ではないと考え、本陳情は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第14号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」について、意見を述べます。

青少年健全育成基本法は、健全育成を阻害する社会環境等から青少年を保護し、青少年の健全な育成を図ることを目的とするものですが、過度の規制強化や情報の一方的遮断等が青少年の育成環境をかえって損なうのではないかという指摘があります。青少年の育成環境において、情報についてはインターネット等の普及で有益であるものも有害であるものも、ともに爆発的に増加していると言えます。社会全体が青少年の保護育成に努めることや有害な環境から守るべきという趣旨は理解しますが、情報については規制や排除、遮断のための条例整備を進めることが今日の青少年が置かれた複雑多様化した環境の課題解決に資することになるかは限定的、一面的ではないでしょうか。みずから情報を収集、評価、整理し、また、表現や発信する情報リテラシーを高めることや判断能力を育てることが青少年の成長においては重要です。

一方、陳情理由に提示されているように、少女たちを利用する有害な営業は形を変えて次々と出現し、少女たちが巻き込まれる状況が報道でも明らかにされています。また、携帯電話、スマホやインターネット、ゲーム機器等は実際に会ったことのない人とメールのやりとりを安易に行い、そのことが性被害につながる危険性があることについては認識が至らず、教育等の防止対策が必要です。青少年を性的被害からどのように守るかが大変重要です。

青少年健全育成保護条例を制定していない唯一の県である長野県では、住民や関係団体、行政が一体となった県民総ぐるみの運動を推進するという基本方針に立ち、理解と協力による住民運動の展開、関係業界の自主規制、行政の啓発努力を柱として活動を進めています。性被害者対策のヒントがあるのではないのでしょうか。

長野県では子どもを性被害から守る専門委員会を設置し、現状分析や実効性のある対策を県民の意見を取り入れながら進めています。防止対策とともに、力を入れているのが、性被害に遭った子どもの救済として被害者支援の取り組みです。性被害は、被害者本人に想像を絶する苦しみをもち、表面化させにくく、低年齢であるほど解決策を見つけることが困難であるため、孤立感や自己肯定感を低下させるなど、大きく成長へ影響します。性被害に遭った子どもに対する被害者支援や相談体制の充実こそ直ちに全国的に展開させる必要があります。

青少年健全育成基本法や健全育成保護条例は有害な環境の規制ではあるものの、出版の規制については言論出版の自由との関係での異論も強く、特に緊急指定や

包括的指定などの措置は憲法に抵触するおそれも指摘されています。そのほか、いじめや虐待、貧困など子どもたちを取り巻く環境の課題については規制することだけでは解決が進みません。条例制定の意義は一定程度理解しますが、問題となる看過できない部分があり、反対いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【館大樹議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 5 1 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

教育福祉常任委員会
委員長 館 大 樹